

NEWSLETTER No.15

2009.04.01

I

W. ティーフエンゼー独連邦大臣講演会&パネルディスカッション 気候変動とモビリティ

2008. 10. 22

I W. ティーフエンゼー大臣講演会 & パネルディスカッション

II 共催セミナー 風力発電と代替エネルギー

III 日独協同大学院プログラム (IGK) セミナー&シンポジウム

IV 『日独関係史』書評会 東アジアにおける日独関係史への 新たな視点

V 日独通訳者養成セミナー活動報告

VI DESK教育プログラムより

- ▼ 修士課程プログラム修士論文報告
- ▼ European Fall Academy 2008
- ▼ DESK=ZDS(北京大学)合同セミナー

VII 関連情報

- ▼ 『ヨーロッパ研究』第8号目次
- ▼ 関連出版物の紹介
- ▼ 海外調査奨学助成金制度のご案内

2008年10月22日、DESKは、ヴォルフガング・ティーフエンゼー・ドイツ連邦共和国交通・建設・都市開発大臣を招いての講演会およびパネルディスカッション「気候変動とモビリティ」をドイツ学術交流会や駐日ドイツ連邦共和国大使館との協力のもとに開催しました。ティーフエンゼー大臣は、東ドイツのゲラに生まれ、電気技術者として働いていましたが、1989年から東ドイツの市民運動に参加し、その後、ライプチヒの市政にも参画しました。1998年から2005年にはライプチヒ市長を務め、メルケル大連立政権の発足に伴い連邦共和国交通・建設・都市開発大臣(兼東ドイツ地域新五州担当)に就任しています。

当日は、小島憲道総合文化研究科長・教養学部長による挨拶ののち、大臣の講演が行なわれました。大臣は、気候変動とモビリティというテーマのもと、ドイツの取り組んできた政策について熱弁をふるいました。現在、世界は交通量の予想を上回る増加とエネルギー資源の不測という問題に直面しています。講演は、そのモビリティの需要増大、それに基づく生活水準や雇用を守りながら、温暖化も防止していくという難問への解決策を、ドイツの施策のなかから探っていくものでした。ドイツは貨物輸送とロジスティクスに関するマスタープランを作成し、ヨーロッパレベルでも厳しい規制値を適用して、CO2の大幅な削減に取り組んでいます。講演では、特に脱石油を目指した新技術の開発に関する三つのテーマについて語りました。一つ目のテーマは、未来の燃料は何かというテーマです。石油に代わって駆動力を提供する燃料として、合成バイオ燃

料、電動モビリティに基づくハイブリットシステム、そして、燃料電池について言及し、同時に、現在進んでいるディーゼル技術の改善についても言及しました。第二のテーマは、気候変動への影響を考慮したうえでの最適な交通手段は何か、というものです。そこでは、一つの交通手段ではなく、複数の交通手段を組み合わせたインターモビリティの視点の重要性を指摘しました。ドイツでは、現在「複合交通ターミナル」への投資が進んでおり、断片的なネットワークを効率的につなげる技術開発が進められているということです。大臣は第三のテーマとしてインフラの整備を挙げ、人工衛星を利用したトラックへの課金システムの開発が有害物質の排出量削減



に寄与しているとの紹介がありました。このシステムでは、人工衛星が12トン以上のトラックの走行距離を料金所なしで正確に測ることができます。この結果、厳密な「応分負担」を求めることが可能となり、また、環境にやさしいトラックに対してより安い料金を設定することで、そのようなトラックの導入を動機づける役割も果たしているのです。最後に、大臣は、近距離公共交通の整備による交通量の削減について言及し、日本の地下鉄システムをはじめとする都市交通システムへの関心を示しました。そして、日独両国が取



り組む共通のテーマである、モビリティへの欲求を損なわず、同時に、気候変動への影響にも配慮したかたちでの交通システム整備について、日独間の緊密な協力への期待を示し、講演を終えました。

続いてパネルディスカッションが行われ、木畑洋一DESKセンター長の司会のもと、中村英夫武蔵工業大学学長・東京大学名誉教授と山口光恒東京大学先端科学技術研究センター特任教授がそれぞれの見解を示しました。中村氏は、大臣の紹介したドイツでの取り組みを評価しつつ、日独間の地理上の相違点を指摘しました。日本が島国なのに対して、ドイツは内陸国であることの違い、日本の都市が線状の分布するのに対して、ドイツは面状の分布であり、また、日本の巨大な都市への集中・偏在がドイツでは見られないといった点から、それぞれの対策をそのまま相手国にも適用することは必ずしも容易ではないことが指摘されました。ただし、日独が共通に取り組める課題もたくさんあり、モーダルシフト、低公害車の開発、そして、高度情報システムの活用などについては、日独両国が全世界に貢献できるテーマであると述べました。最後に、日独それぞれの課題として、日本は貨物輸送のさらなる発

展、ドイツは高速道路の有料化による交通量の削減を指摘しました。

山口氏は、気候変動の問題についての縦横のバランスという視点を提示したのち、対気候変動政策に対する今後の展望や日本政府の取り組みなどを紹介しました。まず、テクノロジーの問題を挙げ、茅恒等式などを参照しながら、今日、政治的目標として出されているCO2の排出目標は現実的には非常に実現困難なものであり、今後の技術革新の必要性を強調されました。そして、温室効果ガスの排出に占める運輸部門の割合などの現状を解説し、この部門におけるさらなる削減可能性を指摘しました。そのあと、日本政府が提案している「21のイノベーション・エネルギー・テクノロジー」などの取り組みを紹介しました。これはインテリジェント・トランスポート・テクノロジーや電気自動車、バイオ燃料の技術革新を、具体的なロードマップを示しながら実現しようとするものです。これらの技術革新に期待をする一方で、技術開発のもつ危険性にも十分注意し、同時に日独などの先進国だけではなく今後ますます大きな比重を占めるであろう発展途上国にも上手に技術を移転していくことの必要性についても言及し、講演を終えました。

その後のパネルディスカッションでは、大臣の講演とパネリストの報告を踏まえての議論が交わされ、原子力発電の位置づけや水素自動車可能性などを含めた多岐に渡るテーマについて活発な議論が展開されました。紙幅の関係上、ここでは詳しくは紹介できませんが、日独両言語で記録した冊子が発行されていますので、そちらを参照ください。当日は平日にもかかわらず、予想を上回る来場者があり、このテーマへの関心の高さを示していました。大臣の講演、そしてパネルディスカッションにおける報告および議論は、的確かつわかりやすく構成されていたため、気候変動問題に対して日独両国が交通分野で行ってきた取り組みと今後の課題について、より明確に理解できる機会となりました。



気候変動とモビリティ

ヴォルフガング・ティーフェンゼー大臣講演会・パネルディスカッションの記録冊子

2008年10月に、ドイツ・ヨーロッパ研究センターの主催により、ドイツ連邦共和国のヴォルフガング・ティーフェンゼー連邦交通・建設・都市開発大臣講演会&パネルディスカッション「気候変動とモビリティ」が駒場キャンパスで開催されました。この冊子は同講演会の記録を日独両言語で収録したものです。

【挨拶】 小島憲道(東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長)

【講演】 ヴォルフガング・ティーフェンゼー(ドイツ連邦共和国交通・建設・都市開発大臣)

【パネルディスカッション】

ヴォルフガング・ティーフェンゼー(ドイツ連邦共和国交通・建設・都市開発大臣)、中村英夫(武蔵工業大学学長・東京大学名誉教授)、山口光恒(東京大学先端科学技術研究センター特任教授)

【付録】

ドイツ・ヨーロッパ研究センターの沿革・歩み



Ⅱ 風力発電と代替エネルギー政策

2008. 11. 7

2008年11月7日、DESKはドイツ学術交流会（DAAD）との協力のもと、「風力発電と代替エネルギー政策」と題する共催セミナーを開催しました。共催セミナーは、講演者による報告とパネルディスカッションという二部構成で行なわれました。

まず講演に先立って、梶英輔氏（北里大学教授）が挨拶を行い、その後、荒川忠一氏（東京大学教授）、飯田誠氏（東京大学特任講師）、森利男氏（北海道苫前町長）、森井裕一氏（東京大学准教授）、西澤真理子氏（リテラジャパン代表）の5名が壇上に上がりました。まず、荒川氏の報告（「風力発電の現状」）では、豊富な資料を提示しながら、風力発電の世界的傾向、日本の現状や問題点、最先端の技術など幅広い内容についての解説がなされた。現在、東京大学なども含めて取り組まれている小型風車や洋上風車、セイリング型風車など、具体的な開発構想も紹介されました。次に、飯田氏の報告（「風力とこれからの課題」）では、風力発電の必要性と課題について触れた後、これまでのこの分野における日本および国際協力の歩みを概説し、最後に、EUと日本における今日の取り組みが紹介されました。3番目の森氏の

報告（「風のまち・苫前町と風力発電」）では、風力発電推進市町村全国協議会の会長も務める森町長から苫前町が推進してきた風力発電プロジェクトの紹介がなされ、それに至る経緯が説明されました。さらに、地方自治体における風力発電の導入状況とそれを阻害する制度的問題についても触れ、今後の課題解決への期待を示しました。続いて、森井氏の報告（「ドイツのエネルギー政策」）では、代替エネルギー先進国として知られるドイツのエネルギー政策について、特に緑の党がドイツ政党政治で力を持ち始めた80年代以降の政策の変遷をたどり、また今後の展望を示しました。最後に西澤氏の報告（「何が政策を後押しするのか」）では、風力発電が成功するカギとして、市民参加型の政策形成手法の導入を提案し、また、その過程におけるメディアの役割を、BSE対策などの経緯を参照しながら強調しました。

5名の報告の後、報告者全員に新た

なパネリスト3名—吉田典之氏（読売新聞）、杉浦美香氏（産経新聞）、東健太郎氏（法政大学非常勤講師）—が参加し、パネルディスカッション方式での議論が展開されました。まず、3名の新たな登壇者より簡単な報告があり、吉田氏（「風車への課題と期待」）と杉浦氏（「ドイツの風力発電とエネルギー事情」）は記者としての取材経験にも基づいて、日本で風力発電を推進する上で問題点やドイツの風力発電をはじめとする再生可能エネルギーやCO2回収・貯留技術の現状などを報告されました。東氏は（「再生可能エネルギー普及の日独比較」）と題して、日独間の再生エネルギー普及の違いの一つの理由として、発電によるCO2排出についての考え方の違い（直接排出か間接排出か）を指摘しました。その後、フロアも交えての議論に移りました。当日は学生、ジャーナリスト、業界関係者など多彩な出席者が100名近く集まり、セミナーは活気あるものとなりました。



2008年度冬学期開催のシンポジウム・講演会一覧

2008年10月4-8日 日独共同大学院プログラム 共同セミナー	Dr. Matthias Freise（Westfälische Wilhelms-Universität）、Dr. Rainer Sprengel（Martin - Luther - Universität Halle - Wittenberg）、Prof. Dr. Foljanty - Jost（Martin - Luther - Universität Halle - Wittenberg）など
10月9-10日 日独共同大学院国際シンポジウム：Civil Society in Germany and Japan: Concepts and Practice	山脇直司（東京大学）、Prof. Dr. Manfred Hettling（Martin - Luther - Universität Halle - Wittenberg）、広渡清吾（東京大学）、辻中豊（筑波大学）、Prof. Dr. Thomas Olk（Martin - Luther - Universität Halle - Wittenberg）、石田勇治（東京大学）、長有紀枝（東京大学）、Prof. Dr. Gerd Mutz（Münchner Institut für Sozialwissenschaften）
10月22日 ティーフェンゼー大臣講演会：気候変動とモビリティ	W.ティーフェンゼー（ドイツ連邦共和国交通・建設・都市開発大臣）、中村英夫（武蔵工業大学）、山口光恒（東京大学）
10月27日	Workshop：From Balkanism to Colonialism: Western Balkan, Slovenia and EU By Dr. Tanja Petrović（スロヴェニア科学芸術アカデミー）
11月7日 共催セミナー：風力発電と代替エネルギー政策	梶英輔（北里大学）、荒川忠一（東京大学）、飯田誠（東京大学）、森利男（北海道苫前町長）、森井裕一（東京大学）、西澤真理子（リテラジャパン）、吉田典之（読売新聞）杉浦美香（産経新聞）、東健太郎（法政大学）
12月19日	東アジアにおける日独関係史への新たな視点—『日独関係史一八九〇～一九四五』書評会：村田雄二郎（東京大学）、平野達志（東京大学）、永岑三千輝（横浜市立大学）
2009年3月9-13日 日独共同大学院共同セミナー・シンポジウム	寺田光雄（埼玉大学）、三谷博（東京大学）、H. Bluhm（Martin - Luther - Universität Halle - Wittenberg）、M. Hettling（Martin - Luther - Universität Halle - Wittenberg）

Ⅲ 日独共同大学院プログラム (IGK) セミナー&シンポジウム 2008秋

IGKセミナーに参加して

山川智子 (言語情報科学専攻 博士課程)

2008年10月4日から8日にかけて IGK秋季セミナー、続いて、9日から10日にかけて国際シンポジウムがハレ大学で開催された。2007年秋からスタートした「日独共同大学院プログラム(Internationales Graduiertenkolleg: IGK)」の共同セミナーは、この秋季セミナーで3回目になるが、私が参加するのは、東京で開催された2008年の春季セミナーに次いで2回目である。

秋季セミナーは前回の春季セミナーとは異なる形式で進められた。春季セミナーは、教員による講義と学生の研究報告という形で進められたが、秋季セミナーは、グループ作業をメインとした3回のワークショップを中心にして進められ、それに関連する講義が盛り込まれた。学生の研究報告も、秋季は日本側参加者からのみで、2本行われた。セミナー最終日は、IGKのテーマに関連した、ハレ市内にあるいくつかの施設を訪問し、担当者からレクチャーを受けた。

ワークショップではまず、自治体での市民活動に関しての日独比較を行った。この比較は、殆どの機能が東京に集中している中央主権的な日本の特徴や、長時間労働のため、市民活動に時間を当てるのが難しい現代日本の労働者の実態を浮き彫りにした。次に、国や地域レベルをこえたグローバルなレベルで市民活動をどのように位置付けるかに関して議論し、トランス・ナショナルな市民活動を、現代的な視点と戦前の視点から分析した。さらに、市民の美德という概念に関連して、「名誉職」などを例に挙げて議論を行った。いずれのワークショップにおいても、少人数のグループで資料の読み込み作業と議論が行われ、最後にセミナー参加者が一同に会し、全体討論が行われた。

「市民社会」という概念は、人文社会科学の様々な研究に何らかの形で関わってくるものであるが、ややもすると概念の意味を深く掘り下げて考えることなく、「市民社会」という用語だけが一人歩きしてしまう傾向にある。こうしたグループ作業は、「市民社会の形態変容」というIGKのテーマが参

加者それぞれにどのように関わりあっているかを具体的に確認する機会となったのではないと思う。

セミナーで行われた講義・ワークショップおよび学生報告は以下の通りである(敬称略)。

【講義：講演者と題目】

Dr. Matthias Freise (ハレ大学)
„Subsidiarität im Wandel: Public Private Partnership und kommunale Daseinsvorsorge“

Dr. Rainer Sprengel (ハレ大学)
„NGOs und Global Governance“

【ワークショップ：主催者とテーマ】

Prof. Dr. Foljanty-Jost / Dr. Sprengel
(ハレ大学) „Kommune und Bürgergesellschaft“

Prof. Dr. Wagner (ハレ大学)
„Internationales Staatensystem und Bürgergesellschaft“

Ass. Prof. Dr. de Nève / Prof. Dr. Müller
(ハレ大学)
„Bürgertugend und Bürgergesellschaft“

【学生報告】

金桂顯 (東京大学) „Security Sector Reform. Ein System der Stabilitätsreichung in Postkonfliktregionen“

井上周平 (東京大学) „Die Kölner Barbierszunft im 15. und 16. Jahrhundert“

IGKセミナーでの使用言語はドイツ語と日本語であるが、ドイツ語を主な使用言語として進められるので、セミナーの趣旨や形式をきちんと把握しておくことは、外国語での討論参加が求められる日本側参加者にとっては重要である。そのため、初日(10月4日)の夜、翌日(5日)から本格的にはじまるセミナーに備えて、日本側参加者を対象

に、入念な事前打ち合わせが行われた。この打ち合わせで再確

認されたことは、参加者それぞれの専門分野、研究背景が大きく異なっていること、そうした様々なバックグラウンドを持つ参加者たちが「市民社会論」をテーマにチームワークでセミナーを乗り切る、ということなどである。ここで、参加者がお互いに接点を見つけ合い、協力体制を築き上げられるかどうか成果に大きく関わってくることが全員に認識された。

「研究発表」形式ではない、「グループ作業」形式のセミナーへの参加は、私にとって大きな挑戦であった。「研究発表」は、事前に十分に時間をかけてドイツ語の発表原稿を用意し、必要であれば本番前にリハーサルをすることができる。発表後の質疑応答における議論でも、自分の専門とする分野のことであるので内容的な理解が外国語の理解を助けてくれることもある。

これに比べて、「グループ作業」は、事前に文献が配布され、あらかじめそれに目を通して内容を把握しておく必要がある。また、自分がどのグループに参加するかを表明するのが当日になるため、自分のグループのテーマに関する理解が十分ではない場合などもあり得る。グループ作業に続く全体討論の場では、日本側参加者とドイツ側参加者のそれぞれの代表がグループ作業での議論の要所を、日本語・ドイツ語の両言語で発表し議論する。日本語を理解しないドイツ側参加者のためにも、ドイツ語で内容を伝えることは非常に重要である。

とっさの機転・判断によって解決しなくてはならないことも生ずる「グループ作業」は、困難なことも多い。しかしそれ以上に得るものも多いことをこのセミナー参加で実感した。少人数での作業なので、自分の考えと仲間の意見との相違、自分の不十分な理解による誤解などにも、仲間の前で否が応でも直面せざるを得ない。その場では自分の至らなさを悔やみ、恥ずかしさを感じることもあるのだが、そうしたことに気付くことこそが、これからの長い研究生活に向けての大きな収穫であ



ることを、セミナー終了後、時間が経てば経つほど実感している。また、仲間のさり気ないサポートに助けられたことも多々あり、感謝の気持ちでいっぱいである。またグループ作業を契機に、参加者同士で密な交流ができた。この交流もまた将来のさらなる共同作業へとつながるのではないかと考えている。

セミナーに続いて開催されたシンポジウムでは、“Zivilgesellschaft in Deutschland und Japan: Konzepte und Praxen (Civil Society in Germany and Japan: Concepts and Practices)”というテーマのもと、日独の研究者たちによる講演とパネル・ディスカッション (Civil Society in a Comparative Perspective --- Setting a Frame for German-Japanese Dialog)が行われた。この公開シンポジウムでは日独通訳が行われなかったため、主に英語が用いられて発表と議論が進められた。シンポジウムではまず、ヨーロッパ以外の地域で「市民社会」という概念を論じる意義について議論された。そして、日本とドイツは地理的・歴史的な背景

は異なるものの、この二つの社会を比較することは大いに意味あるものと確認された。続いて、「市民社会」という概念の日独比較について、「市民社会」という用語の多義性について、法制度との関連について、日本とドイツの市民社会を国際社会の中でどう位置付けるかに関してなど、非常に幅の広い議論が繰り広げられた。さらに、戦後の市民社会について、ドイツ、日本それぞれの立場からの講演と議論、日独比較が行われた。

講演者と演題は以下の通りである (敬称略)。

Prof. Dr. Chris Hann (マックス・プランク研究所) “Civil Society in Non-European Countries”
山脇直司 (東京大学) “”Bürgerliche Gesellschaft”, “Zivilgesellschaft” and “Bürgergesellschaft”: Historical Development and Present in Germany and Japan”
村上俊介 (専修大学) “Civil Society through Self-Awareness? In Response to Prof. Dr. N. Yamawaki”
廣渡清吾 (東京大学) “Civil Society

and the Japanese Legal System”
辻中豊 (筑波大学) “Civil Society in an International Perspective”

Prof. Dr. Thomas Olk (ハレ大学)
“Reconstruction of Civil Society after 1945: Germany”
石田勇治 (東京大学) “Confronting the Past: Germany and Japan after 1945”
長有紀枝 (東京大学) “Reconstruction of Civil Society after 1945: Japan”

私は、現代ヨーロッパの市民社会における言語政策・文化政策の役割について調査しているが、この秋季セミナーと国際シンポジウムに参加したことで、IGKのテーマを私の論文のテーマにどのように結びつけられるかについて考察するきっかけを持つことが出来た。今後も考察を深め、ワーキングペーパーの執筆などを通してこの経験を形に残して行きたいと考えている。最後にこの場をお借りして、セミナー・シンポジウムの企画・運営にあたってくださり、私たち学生のためにご尽力くださったIGKのスタッフの方々に心から感謝申し上げたい。

2008秋IGKセミナーの感想

長沢優子(地域文化研究専攻 博士課程)

今回のセミナーは、この日独共同大学院プログラム (IGK) が2007年秋に始まってから通算3回目となるものだったが、今年度博士課程に進学した私は初めてこれに参加した。今回は学生のワークショップに重きが置かれ、そこでは小グループに分かれて討論を行った。ハレ側には日本語を学んでいる学生が複数いるので、ドイツ語と日本語の両方を使いながらの議論となった。不自由さを感じながらも自分の考えを伝えようと努力し、また互いに耳を傾け共通の理解を模索する中で、日独の学生間の距離も縮まったように感じた。今回議論したテーマの一つでもあった「国際社会における市民共同体」とは、このような根気ある話し合いと相手を理解しようとする努力によって作られるのではないかと感じた貴重な体験でもあった。またこれまでにドイツ語圏での長期の滞在経験もなくドイツ語をまだ自在に操れるわけではない私は当初言葉の壁を心配していたが、少人数のグループだったので大きな勇気がなくても発言しやすく、積

極的にドイツ語で話すことができた。全体会では各グループでの議論の成果を発表し、それをもとに発展的な議論を行った。また日独の大学の先生方による講義やシンポジウムも行われた。セミナーの合間にはハレ市内で活動している市民の諸団体を見学した。ハレの街の中心部から少し外れたところに19世紀半ばに設けられた刑務所があり、特にナチ時代から旧東独時代にかけて人々を抑圧する装置として機能したその刑務所は現在教育施設として保存・公開されている。その活動に携わっている人の中には実際に自分の親族が旧東独時代に抑圧を受けたという人もおり、生々しい証言を聞くことができた。この施設はザクセン＝アンハルト州のナチ時代および旧東独時代の「記憶の場」を保存する財団によって運営されているということであるが、つい二十年ほど前まで存在していた街の歴史の暗部を「街の恥」とせずにより乗り越えようとするのは、市民の理解と協力があってこそ実現できることだろう。そのあと東西ドイツ統一前後の住

民流出で空き家となり荒れてしまった建物を再生する活動の様子を見学し、さらに市内の各種のボランティア活動を統括し、同時に「何か役に立ちたい」と思っている人に対する窓口の役割を担っている市民団体への訪問を行った。このようにハレ市における「市民社会」の実践例を見ることによって、セミナーやシンポジウムでの議論の理解を深めることができた。なおこの市内見学の日はそのままで数日間の曇り空が吹き飛んで穏やかな秋の日差しが降り注ぐ日となり、黄葉した街路樹に彩られた街並みが大変美しかった。(もっとも友人になったハレの学生にその黄葉の美しさを伝えたと、ろ、「ドイツ人は特に何とも思わない人が多いけれどね。」と言われたが...) 一方

で、欧米で形成さ



れた「市民社会」の概念を日本のような欧米諸国とは異なる歴史や文化背景をもつ地域において、しかもドイツ語や英語などの外国語で論じることの難しさも感じた。この問題は次回以降のセミナーで引き続き考えたいと思う。またちょうどこのセミナーの直前に、アメリカで金融危機が発生した。セミナーが行われていた10月初めはその影響の程度はまだ予測できない部分が多かったが、時間とともにその深刻さが増してきて

いるのを見ると、規律を失って暴走し、人々を否応なく巻き込むグローバルな経済や市場の論理に対して、各国の、あるいはトランスナショナルな「市民社会」の良識はどう対処できるのか、喫緊の課題として考えなければならないように思う。

また日程の合間を縫ってハレ大学の先生方との面談の時間を設定して頂き、今後の自分の研究にとって親身で有益な助言を得ることができた。私は次の秋からハレ大学への留

学を予定しているが、事前に留学先の大学で先生方との面識を得たり友人を作ったりできるのは、このIGKならではの非常に恵まれたことだと言えるだろう。さらに現在留学中の先輩に寮の部屋を見せてもらったり市街を見て歩いたりして、留学生生活を具体的に思い描けるようになった。そのおかげで現在は自分の研究やドイツ語の勉強にもより弾みがつくようになったところである。

IV

東アジアにおける日独関係史への新たな視点—『日独関係史一八九〇～一九四五』書評会 2008. 12. 19 伊豆田俊輔（地域文化研究専攻/欧州研究プログラム）

2008年12月19日、ドイツ・ヨーロッパ研究センターにおいて、『日独関係史一八九〇～一九四五』（全三巻）（東京大学出版会2008年）の書評会「東アジアにおける日独関係史への新たな視点」が催された。書評会は、はじめに、村田雄二郎氏（東京大学）、平野達志氏（東京大学大学院博士課程、日本学術振興会特別研究員）、永岑三千輝氏（横浜市立大学）がそれぞれの専門の分野からコメントし、次いで本書編者の工藤章氏、田嶋信雄氏がこれにリブ

国の内政と外交の密接化という点で重要な画期である、と指摘した。

平野氏は、防共枢軸外交研究の観点から、本書の意義についてコメントした。従来の日独関係史は、1930年代以降に集中しすぎていた。これに対し、本書は時代設定を広くとることで、日独の「伝統的友好関係」が枢軸形成に向かったという、単線的なイメージを打破していると評価した。

永岑氏は、独ソ戦・ホロコースト研究の立場から、本書の意義及び課題を提示した。本書は、日本でドイツへの関心が高まるなか編まれた、時宜を得た体系的な研究であって、高い意義を有している。また日独は、ロシア・ソ連との対抗関係という点で、基本的共通性を持つゆえに、今後の研究では、ロシア・ソ連というファクターをより重視すべきであると論じた。

続いて、工藤、田嶋両氏から、リブライと、今後の研究の課題や展望が述べられた。ここでは、日



独関係は常に多国間関係の一部として形成されてきた以上、中・米・ソ・英・仏を交えた地域的な広がりの中で考察されるべきであり、また今後は、戦前と戦後のつながりも研究する必要があるという展望が示された。

その後の質疑応答では、本書の執筆者である加藤哲郎氏、石田憲氏、スヴェン・サーラ氏、浅田進史氏、中村綾乃氏などを交えた、活発な議論が展開された。この中では、ドイツの植民地政策と中国の関係や、中国国民党の対ソ・対独政策など、国際関係の視点からの分析、また、日本における「ドイツのイメージ」やドイツにおける「日本のイメージ」が、両国関係にいかなる役割を果たしたのかという問題まで、きわめて広い分野にわたって議論がなされた。

当日は平日にもかかわらず、40人近くの参加者が集まり、終了予定時刻を過ぎても、熱心に質疑応答と意見交換が続いた。これは、『日独関係史一八九〇～一九四五』が喚起したテーマへの関心の高さを示しているように思われる。



ライシ、最後に質疑応答という形で進められた。

村田氏は、中国近現代史研究の見地から、本書について、主に史料や時代区分に焦点を当てて評価した。本書は、日本・ドイツ・中国の公文書館史料に基づく、マルチ・アーカイブの手法を採用しており、史料的に裏付けられた着実な研究と評価できる。加えて、本書が日独関係史の起点として扱う1890年代は、東アジアにおいても、日・中・韓の対立の開始、各



V

日独通訳者養成セミナーの活動

相澤啓一（筑波大学 人文社会科学研究科 教授）

日通訳者養成セミナーは、2002年に設立されて以来、月一度の勉強会と年1～2回の合宿セミナー

（Blockseminar）の2本柱で活動を続けている。2008年も、通算第10回のセミナーを3月24日から26日まで、また第11回セミナーを8月22日から25日まで、それぞれつくば市にて行なった。うち後者は、レギュラー参加者向けではなく会議通訳者として活躍するプロの通訳者のために2006年度に新設されたいわゆる「つくべるすはいむ・ゼミナール」の第3回であったので、ここでは主として第11回の模様をご報告しておきたい。

私たちのセミナーがつくば市で集中合宿を行なっているのは、同市にある産業技術総合研究所（AIST）国際部門のご厚意により、その施設を使わせていただくことができるからである。ここにある座席数12名程度の会議室にはすばらしい同時通訳施設が備わり、かつリーズナブルな価格で宿泊施設までご提供いただけるため、私たちが目指す研修には願ってもない施設となっている。本年の合宿では、実践的な会議シミュレーションをいくつか企画することができた。

まず初日の3月24日には、相澤の本務校である筑波大学に場所を借り、参加者たちは実際に同大学の学生たち向けに公開された筑波ドイツ文学会主催の学内シンポジウムを通訳した。大学間国際交流をテーマとしたこの講演会では、まず同大学の武井隆道氏がバイロイト大学との協定交流を紹介し、次にバイロイト大学のハインツ・ペールマン国際交流課長が、バイロイト音楽祭で世界的に有名なバイロイト市の紹介と、比較的小さな都市にありながら高い評価を受けているバイロイト大学のプロフィールを話された。参加者による日独両方向の通訳は質疑応答を含め比較的順調に推移し、初めて公の場で通訳した参加者にとっても大きな自信となったと思う。

翌25日には産業技術総合研究所国際部門に戻って、常日頃から私たち

の活動に大きな理解を示し支援してくださっている大見孝吉所長から、「製造業の方向と技術開発」についてのというご講演をうかがった(写真1)。私たちが日々当然のように享受



している商品やしくみの陰には、多くは中規模の製造企業の膨大な開発努力が積み重ねられていること、また、工作機械のような地味な分野に関心を持つ人は多くないがその割合が比較的高いのが日本とドイツである、といったお話は、ドイツ語にかかわる私たちへのサービス精神にも溢れており、内容的にも大変に興味深いお話であった。

26日には再び筑波大学に場所を移し、ドイツの教育・家族政策に関する公開シンポジウムを通訳した。まず長年にわたって小学校教育に携わり、外国人児童の指導にもあたっておられたベルベル・ペールマン氏から、「バイエルン州の学校制度」についての講演があった。続いて筑波大学の本澤巳代子氏による「ドイツにおける家族と高齢者介護のあり方」についての講演があり、ドイツと日本の介護政策の細部にわたる比較が紹介された。家族政策については多様性を認めているドイツの政策のほうが、日本より現代の変化に対応できており、介護政策についても同様のことが言えるものの、高齢になるとともに日本に多い「定食型サービス」の良さもドイツでも再認識されている、とのご報告は、興味深いものだった。

シンポジウム終了後は3日間の講評も含めた通訳内容に対する反省会を行った。今回の集中ゼミナールは、講演者としてもご登場をいただいた大見所長を始め、ペールマン夫妻、また筑波大学の武井・本澤両氏

ら多数の方々のボランティアによるご協力を得て初めて成立するものであった。多くの方々のご協力に、改めて心よりの感謝の意を記しておきたい。

さて、集中合宿に加えて月々の例会も順調に行なってきたが、特筆すべきは9月22日の例会であった。というのも、この時期にはちょうどドイツのハイデルベルク大学でも2週間にわたる日独両言語間の通訳コースが開かれており、双方で連絡を取りあった結果、現地で最終日にあたるこの日、ネット中継によりシミュレーション会議通訳の映像を駒場でも見るができるようアレンジができたからである(写真2)。ハイデルベルク大学での通訳コースは、国



際交流基金ほかの支援を受けてゲルマースハイムで行われてきた集中コースを継承したもので、本年が第3回目のものであった。そこで教員をつとめるAsa Bettina Wuthenow、Aya Ikuma-Puster, 関川富士子さんたちとはさまざまに連絡を取りあっており、これまでもゲルマースハイムの経験者がDESKのコースに参加したり、逆にDESKの通訳コースから何人かがハイデルベルクのコースに参加するといった形の交流も続いていた。2009年冬学期からはハイデルベルク大学の通訳翻訳のマスターコースで扱われる言語の中に日本語が加わることが決定しており、すぐれた日独通訳者の養成をめざして今後ますます緊密な交流が望まれるところである。その意味で、私どものDESK日独通訳コースも、ますますその活動を充実させてゆきたいと考えている。

VI

DESKの教育プログラムより

ACADEMIC PROGRAMS

2008年度、DESKの教育プログラムに参加した学生から合わせて12名の修了者がでました。欧州研究プログラム（ESP）を8名の学生が修了し、「修士（欧州研究）」が授与されました。今後も総合文化研究科の学位授与プログラムであるESPと、主に総合文化研究科以外のヨーロッパを対象とした社会科学分野を専攻する大学院生への研究支援を目的としたZDS-MAによって修士課程の教育プ

ログラムが運営されます。また、DESKの教育プログラムには、学部後期学生の海外での現地調査を促すZDS-BAや博士論文執筆のための現地調査を支援するZSPなど、学生の所属に応じた奨学助成金制度が準備されています。2008年度は、European Fall Academyや北京大学ドイツ研究センターとの合同法学セミナーなどの開催もあり、修士課程の学生を中心に延べ39件（学部後期11・修士課程

27・博士課程1）の調査研究・セミナー参加に奨学金が助成されました。今年度も夏・冬の各学期に助成金の申請を受付しますので、ドイツ・ヨーロッパに関する研究・調査計画のある方は積極的にご応募ください。応募の詳細については、DESKのホームページで確認してください。

European Fall Academy 2009も開催され、5月頃から受付が開始されますので、そちらもご注意ください。

2008年度 修士課程プログラム修了生

氏名	所属	修士論文題目
内田力	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム（ESP）	『ホモ・ルーデンス』と『無縁・公界・楽』に共通する形態学的歴史学－歴史学による文明批評
佐々木恭介	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム（ESP）	ナショナリズムと文化興隆のはざまで－GAA設立の歴史的意義についての考察
半田恭明	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム（ESP）	フランス電力セクターのヨーロッパ化：電力自由化に関する96年EU指令をめぐって
山内一馬	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム（ESP）	政策から見る文化－フランスにおける「文化的例外」をめぐる言説と過程
吉田苑子	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム（ESP）	第二次世界大戦に文化都市ヴァイマルとブーヘンヴァルトーナチからDDRへの変化
清水謙	総合文化研究科 国際社会科学専攻 欧州研究プログラム（ESP）	冷戦後のスウェーデンの外交および安全保障政策－「移民の安全保障化」の視点から
中村達也	総合文化研究科 国際社会科学専攻 欧州研究プログラム（ESP）	現代イギリス政治におけるエドワード・ヒースー「Uターン」と労使関係政策
ツィック・ジャンポール	総合文化研究科 国際社会科学専攻 欧州研究プログラム（ESP）	ナショナルアイデンティティと経済－日本とドイツの比較
齋藤翔太郎	経済学研究科 経済史専攻 ドイツ・ヨーロッパ研究修了証（ZDS-MA）	世紀転換期外国人問題と1905年外国人法の制定に関する一試論－『外国人移民調査勅命委員会報告書』分析
小西杏奈	経済学研究科 現代経済専攻 ドイツ・ヨーロッパ研究修了証（ZDS-MA）	フランスにおける現代的所得税制の形成－1959年税制改革の考察
柴田脩平	経済学研究科 現代経済専攻 ドイツ・ヨーロッパ研究修了証（ZDS-MA）	スロヴァキアのEU加盟・ユーロ導入への政治経済改革－「後進国」としてのスロヴァキアの「先進性」
福田直人	経済学研究科 現代経済専攻 ドイツ・ヨーロッパ研究修了証（ZDS-MA）	シュレーダー政権期の企業課税改革

修士論文報告

フランス電力セクターのヨーロッパ化：電力自由化に関する96年EU指令をめぐる

半田恭明 東京大学大学院 総合文化研究科 地域文化研究専攻 修士課程修了
欧州研究プログラム修了

私は、地域文化研究専攻に在籍すると同時に、ヨーロッパ研究プログラム（ESP）に登録した。同プログラムは、ヨーロッパまたEUの歴史、思想、そして政治経済を学ぶ科目を多く有している。それだけでなく、ヨーロッパで行われるセミナーなどに参加する院生、現地調査を行う院生に助成金を提供するなど、非常に魅力的なプログラムである。同プログラムを通じた研究の成果として提出されたのが、私の修士論文「フランス電力セクターのヨーロッパ化：電力自由化に関する96年EU指令をめぐる」である。

修士論文の目的は、1990年代にヨーロッパにおいて加速することとなった電力市場の自由化の動き、とりわけ96年にEUが発することとなった電力自由化指令の採択過程に、フランスの主要な電力企業であるフランス電力（EDF）を後見する立場にあるフランス産業省がどのような選好のもとで臨んでいたのか、またEU指令がフランス電力セクターにいかなる影響を与えているのかを明らかにすることである。先行研究では、トップ・ダウンの「ヨーロッパ化」の視点から考察が行われている。そこでは、消極的統合を通じて自由化を行おうとする欧州委員会とECJの動きに対し、公共サービスの維持を目指すフランスは強硬に反対している、また指令採択においてもフランスが主要な反対勢力であるといったイメージが強調される。

これに対し、本稿では決定過程において加盟国の選好が決定的な要素となる共同決定手続きを経て作成された96年EU指令の影響を考察するには、ボトム・アップの視点の考察が必要であると考えた。そのため、70年代から80年代にかけてのEDFの財務状況を考察しつつ、フランスのアクターがいかなる選好のもとで90

年代の自由化に臨んでいったのかを検討しなおした。

本稿は、大きく分けて、指令採択過程以前、指令採択過程、指令の国内法化、この三つの時期の考察に区別される。指令採択過程以前については、70年代の石油危機に際して原子力発電に過剰投資を行ったEDFが、過剰供給に陥った電力を国外に輸出することで自らの財務状況を改善しようとしていたこと、またそのための手段として80年代後半からEUレベルでの漸進的自由化を要求するようになっていったことを明らかにした。

指令採択過程に関しては、当初独自に指令を作成しようとした委員会に対して加盟国が反対し、結果として共同決定手続きが採用されたこと、またECJが公共サービスセクターに関して競争制限を一定程度認める判決を下したことなどから、独自の権限やEC競争法を用いて一方的に自由化を要求する委員会の行動範囲は限られていたことを明らかにした。そして、閣僚理事会における交渉では、コンセンサスを追求する文化の存在により交渉が継続する中、対立する選好を抱いた加盟国間で学習プロセスが生じ、最終的に加盟国に操作の余地を残すような指令の採択に至ったことが明らかとなった。フランス産業省は、この採択過程に作成した報告書において、EUによる自由化を総論としては歓迎しつつ、電力網の開放やアンバンドリングの手法に関して異議を唱えていた。上記指令においては、フランス産業省の選好は十分に反映されたものとなっていることが明らかである。

国内法化過程の考察においては、実際に採択されたEU指令が「つかむべき絶好の機会」として認識されていることが、国内法作成過程で提

出された報告書から明らかである。しばしば「自由化への抵抗」として捉えられる国内法作成の遅延は、実際はコアビタシオンの影響によりフランス上院での法案可決が困難であったことが理由となっていたことがわかった。そもそもフランス産業省の選好が反映された指令に反対する必要はなく、実際に政府は速やかな法案可決が行われるよう何度も勧告していたのである。この結果、2000年2月に「電力公共サービス近代化法」が成立するが、この法律の施行以来、EDFは国外からの収益を格段に伸ばすと同時に事業の多角化を果たし、グローバルなプレイヤーになっている。EUレベルの自由化をEDF改革の手段として活用しようとしたEDF・フランス産業省の試みは、ある程度達成されていることがわかる。このように、ボトム・アップの視点から説明を始め、国内法化過程まで考察することで、「自由化に抵抗するフランス」という従来のイメージを刷新することに成功した。

この修士論文の作成には、ESPを運営するDESKが提供してくれた授業や研究報告会などの鍛錬の場、また現地調査のための助成金がなければ不可能であった。この場を借りて、DESKの運営に携わる多くの方々から心からの感謝を申し上げます。



修士学位論文

冷戦後のスウェーデンの外交および安全保障政策—『移民の安全保障化』の視点から

清水 謙 東京大学大学院総合文化研究科 国際社会科学専攻 修士課程修了
欧州研究プログラム修了

私が2008年12月に東京大学大学院総合文化研究科に提出した修士論文では、「冷戦後のスウェーデンの外交および安全保障政策—『移民の安全保障化』—」と題して、スウェーデンを事例に移民と安全保障の問題を関連付けて論じた。同論文での分析枠組は、コペンハーゲン学派が提唱した安全保障化(securitization)であり、冷戦期に漸次的に形成されていった「積極的外交政策」(den aktiva utrikespolitiken)の一環として受け入れられた移民が、主に冷戦終結後のスウェーデンにとっていかに安全保障上の問題として認識されていったかを解明するものである。コペンハーゲン学派によればこの安全保障化のプロセスは、政府による言語行為(speech act)とその聴衆である国民の受容(acceptance)そして特別措置(extraordinary measure)の3つによって成立するとされる。しかしこの安全保障化のプロセスには、政府が安全保障化を悪用、すなわち現実的脅威を国民感情に訴えかけて安全保障化の対象を排除するという危険性が付きまとう危険性があることが指摘されている。これは「フランケンシュタイン化」と呼ばれるものであるが、同論文では移民の安全保障化が起きていることをスウェーデン政府の公文書やスウェーデンで発行されている主要新聞、そして安全保障化に伴う政府決定などを精査することで確認すると同時に、スウェーデン政府が移民を安全保障化する際に懸念される人種差別感情を助長しかねないフランケンシュタイン化をいかに回避してきたかも同時に明らかにするものである。安全保障化を論じる際には、研究対象とする国や地域での歴史や政治的風潮などが基礎となる社会的認識形成を十分に踏まえる必要があることから、前史として18世紀から歴史を紐解き、冷戦後の移民の安全保

障化がその延長にあることを確認した。その作業は主に文献などに拠るものが大きい、文献での記述の背景を理解するためにもスウェーデンそのものへの深い理解が不可欠である。文献の渉猟とスウェーデンへの理解をより深めるため、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターから受けた奨学助成金により論文執筆中に複数回にわたってスウェーデンでの現地調査を行うことができたことは、文献渉猟はもちろん、同論文の生命線ともいえるスウェーデン本国での社会的認識形成に迫るものとして非常に有益なものであった。特に、同奨学助成金を得て、スウェーデンで政府関係者や筆者の研究テーマを牽引している研究者に直接会い、常に修士論文のオリジナリティと妥当性を確認しながら修理論文の執筆を進めることができたことは至上の喜びであり、併せてここで記して感謝の念を表明するものである。そのような研究環境の中で提出した修士論文での研究成果は、スウェーデンにおける移民の安全保障化は急激に起きたものではなく、長い歴史的な形成過程を経て徐々に起きていったものであり、移民の安全保障問題とする政府の言語行為が冷戦終結後に公文書で確認され、その言語行為がスウェーデン国民にも受容されていったこと、そしてこれまで先行研究では確認されてこなかった安全保障化に伴う特別措置が9.11後の「エジプト人送還事件」(Egyttenavvisningarna)として確認されたことである。これは冗長でありながらも18世紀から前史を紐解くことによってはじめて可能となったものであるが、18世紀から起筆することでスウェーデンにおいて強い影響力を有した優勢学理論である「人種生物学」(rasbiologi)に着目することで、その「人種生物学」を克服していく過程が、移民の安全保障化と人

種差別と結びつくフランケンシュタイン化の危険性を回避する重要な要因となったことを明らかにすることができた。同論文はスウェーデン史を移民の安全保障化から読み解いて新たなスウェーデン像を提示することも並行的に意図したため、それによって我が国でのスウェーデン研究の蓄積の一助とスウェーデン本国の学界にも貢献できればと願っている。

欧州研究プログラムでの2年間に、ヨーロッパ研究に関する講義やゼミ、そしてスーパーバイズド・リーディングズなどを通してスウェーデンに限定することなく、広い視野を持って研究する姿勢を得ることができた。さらに授業や文献読破にとどまらず、たとえば私も実際に助成金を受けて参加した2007年9月のEuropean Fall Academyのようなヨーロッパの現地で授業を受け、さらにヨーロッパ文化に直に接する機会も与えられた。最後に、ESP登録を勧めて下さり修士論文執筆に際して学術上の指導とケアをいただいた指導教員の森井裕一先生をはじめとするご指導いただいた先生方、そしてESP奨学助成金を支給して下さいました東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターに記して感謝の念を表明したい。



(筆者左。スウェーデンの前財務大臣パール・ニューデルとともに)

修士論文報告

シュレーダー政権期の企業課税改革

福田 直人 東京大学大学院経済学研究科 現代経済専攻 修士課程修了
ZDS-MAプログラム 修了

報告者はDESKのZDS-MAプログラムの助成を受け、2008年の8月にドイツ経済研究所(DIW)やベルリン国立図書館（以下、写真）等で調査を実施した。



その成果として、2009年1月に修士論文「シュレーダー政権期の企業課税改革」を提出した。以下では論文の要旨を簡潔に述べる。

1998年の連邦議会選挙にて、社会民主党は16年ぶりに、同盟90/緑の党とともに政権の座に返り咲く。赤緑連立政権と呼ばれるこの政権は、「新たな中道」を掲げるシュレーダーを連邦首相として擁立する。本研究の課題は、シュレーダー政権における最も代表的な施策の一つである企業課税改革に注目し、その全体像と意図を明らかにすることである。シュレーダー政権の税制改革は、第一次政権期(1998年～2002年)における最も大きな改革であった

「税制改革2000」を中心に、「供給条件の改善」を目的としたドイツ戦後史において最大の減税を行ったことで知られている。シュレーダー政権の税制改革に関し先行研究において強調されているのは、国際的な「租税競争」という視点からの企業減税であり、論者によっては「サブライサイド」の税制改革であると断じるものも存在する。しかしながら、以上の見解は主に税制改革2000を中心に取り上げられたものであり、シュレーダー政権期の租税政策の包括的分析とは言い難い。そこで

本稿では、第二次シュレーダー政権(2002年～2005年)にも焦点を当て、全期間を通してどのような租税政策が意図されていたのかを、ドイツの経済的、政治的要因を検討しつつ分析した。

本研究ではまず、戦後最大の減税改革と謳われた税制改革2000の結果、企業課税税収は2002年まで急激に落ち込むが、それ以降2005年までに法人税、営業税を中心に景気動向を無視して税収が回復し、ほぼ税制改革2000以前の水準まで回復していることを明らかにした。先行研究では、2002年以降の第二次シュレーダー政権期において、目立った税制改正を行っていないことが指摘されているが、それでは上述のような税収の変遷を説明できない。本研究では税収が回復した要因を、第二次シュレーダー政権における課税ベースの拡大に求める。第二次シュレーダー政権において、租税優遇措置の削減による課税ベースの拡大が、一つ一つの規模は大きくないものの立て続けに行われ、それらを累計すると法人税においては税制改革2000の減税効果を半減させ、営業税において大きな増収効果を見込んでいたことを明らかにした。

結果的にシュレーダー政権を通して、ドイツ企業の大多数(83%)を占め、零細企業の多い人的企業としては減税であったが、営業税負担の集中する大企業にとっては、実質的な増税が意図されていたことを明らかにし、税収の変化もその意図(税制改正時の税収予測)と矛盾しない点を指摘した。

この際問題となるのは、第一次シュレーダー政権においては減税を志向していたのに関わらず、何故2002年以降、増税に舵を切ったのかということである。課税ベースの拡大に貢献した改正を取り上げ、予測し得なかった不況の到来とマースト

リヒト条約における財政収斂基準によって、連立政権が増税を根拠づけていることを分析した。また、増税反対を掲げる野党が連邦参議院の多数を占める第二次政権期において、どのように増税が実現したのかという問題も残る。シュレーダー政権において最も増収したのは営業税であるが、市町村の主な財源である営業税は営業利益上位3%の企業がその8割を負担するという極端な大企業課税である点や、有力企業の集中する都市に税収が偏る点、景気反応的であり市町村の財源としては税収が安定しない等、多くの欠点を指摘されていた税であり、従来その廃止すら主張されてきた。廃止が論じられた税目においてなぜ増収が見られたのか。この問いについては、州によって起債制限をされている市町村が財源不足に陥ったこと、また、州の代表者によって構成される連邦参議院においては、傘下の市町村の主張を無視できず、野党が党内の結束を維持して営業税増税に反対しきることができなかったことを明らかにした。

本稿を執筆するに当たり、ドイツ経済研究所(DIW)の研究成果を多数引用したが、DIWの方々が、図書館の自由な使用と資料のスキャナーを無料で提供してくれたことは大変有用であった。最後に、本研究はDESKの海外調査助成並びに先生方のアドバイスや、職員の方々のご厚意があつて完成させることができた。この場を借りて心より感謝申し上げます。



European Fall Academy 2008 “EU as a Global Actor” 参加記

堀内順子（東京大学公共政策大学院）

はじめに

2008年9月のEuropean Fall Academyに参加するにあたりEUという特異な政体は何を目指し、どこに向かっていくのかについて現地に行き、現地の研究者、教授や実務家の方々から知見を得られると思った。本セミナーのテーマは、“EU as a global actor”である。そうするとEUは国際舞台において一つの主体として統一性及び一貫性を持ちながらある特定の目標を追求するのを目指すのだろう、と考えていた。しかし、同セミナーに参加して思ったのは、EUは試行錯誤を繰り返し、将来どこに向かうのかについて明確な計画をもたない政体であることだ。これは、超国家でもなく国際組織でもなく、特別な“of a unique kind”（講師の一人であるGisala Mueller-Brandeck-Bocquetの言葉）であるということに起因する。EUがその目標追求において多様なのは、その内部組織が多様であることを反映している。その多様性は、EUの地域的、機能的規模の拡大そして、加盟国数の増大による規模の拡大の結果である。ここでは、講義で扱われた具体的な政策分野を例に、EUがいかに多様性を内在し、それにより進むべき方向の模索を繰り返し、また今でも模索していることを、セミナーで出会った現地の研究者や実務家の声に可能な限り忠実な形で示す。

I 政策分野別に見たEUの多様性

A. 開発政策

EUは開発政策分野においては積極的に行動しているのであるが、成果が伴っていない。それは全体像についてEU内で一貫した共通目標がないからなのかもしれない。Rachel Folzは以下のようにEU開発政策の強みを指摘しつつも、その弱さをも明らかにした。強みは、EUそして加盟国の経験やノウハウを合わせることができ、政策手段が多様であること（環境、安全保障、通商、対外政策）、基金があること（インフラ整備など大きくかつ多額の援助ができる）、国際的に公正で頼りになる援助主体だと見なされていること、途上国にとってEUのよう

な地域統合がモデルとして捉えられていること、である。しかし、弱みとして、委員会内の総局間の対立、委員会と加盟国間での対立、全世界的なアプローチの欠如（ラテンアメリカは援助対象国に入っていない等、グローバルな戦略がない）、成果が伴っていない点（貧困が改善されていない、ACP諸国に対する特別な関係が実は発展の阻害要因になっているかもしれないという懸念）、が挙げられる。具体的には加盟国間でどこにどれ程援助を与えるのかについて意見が分かれている点、欧州議会の不十分な参加による民主主義の赤字、一貫性の欠如が課題である。

EUの開発政策が捉えるべき地理的な規模は確定されていない。世界の平和や安定についてEUは行動すると決意を表明するのであれば、遠く離れたインドネシアや東南アジアにおける問題にも対処しなければならない。しかし、そのために時間、資源、金を費やす必要性は本当にあるのかと域内では意見が割れている。

以上のように、開発政策についてEUは多くの強みを有しているにも関わらずその内部の多様な意見の衝突のため効果が伴っていない。

B. 環境政策

環境政策に関してEUは長い間遅れをとっていた。それは域内の対立によるものである。しかし、今では京都議定書を推進し、環境議論においてリーダーシップをとろうと積極的に活動している。環境問題はEUだけで解決できる問題ではなく、また、域内にはエネルギー依存度に関して多様性がみられるとしても、EUは環境政策においては共通の目標を設定し、進むべき方向を見いだしているようである。

C. 安全保障政策

EUの対外政策は長い間進展がなかった。外交政策には各加盟国の対外政策を調整する必要があるが、冷戦の間フランスの強硬な反対もあり難しかった。情報の交換もなく、各国がどのようなスタンスにたっているのかもお互い分からなかった。共通の宣言は

なされたとしても共通の行動にはつながらなかった。90年代に入り、マーストリヒト条約の下でCFSP（共通安全保障政策）が始まった。しかし実際に転換が起きたのは、ユーゴ空爆にて、EU対外政策のむろさを痛感したときだ。EUが、アメリカから独立しアメリカに頼らないEU独自の安全保障政策（ESDP）を発展させ始めたときである。ESDPは国際紛争処理、平和維持活動を中心とするもので、古典的な防衛という機能はない。Marco OverhausはEUのESDPの特異な点として軍事及び非軍事活動ができること、広い視野を持てること、また広い価値観を共有していることを指摘した。

しかし、同政策もイラク戦争時にみられるように域内に大きな分裂があるとき対外にもたらす影響力は小さい。ESDPには、四つの要因により加盟国内で分裂が起こりうる。それらは、各加盟国の主権の制限の度合い（政府間主義または主権の委譲）、他機関との関係（NATOなど）、安全保障の捉え方（NATO中心、ESDP中心、あるいは相互補完的）、地理的優先順位（ロシア、東欧、地中海、アフリカなど）である。また人力や兵力の制限があるのでアメリカのような軍事行動を起こせるわけでもない。結局紛争処理に限定され、NATOやアメリカとの協力関係がなければ本格的に紛争を止めることはできないであろう。

また、EU共通の安全保障政策の政策決定の難しさがある。Gisala Mueller-Brandeck-BocquetはEU政策の問題としてあるのは、一貫性の欠如というよりは効率性や強さの欠如だと言っていた。安全保障政策は早くそしてより頻繁な決定を必要とすることが多いが、それは27カ国では停滞してしまう。反対に、27カ国が合意すればその決定は強く、一貫性をもつものになる。また、対外政策が一貫性をもつときそれはEUが共通の意思をもち統一性を維持している証明になるのである。合意に達するときとはどのような場合であろうか。オーバーハウスによるとそれは、ESDPの目標やミッションに正統性があるとき、また軍事的

キャパシティがあるとき、と二つの条件を挙げている。

EUは軍事国家に変容するべきなのか、それとも今ある姿は充分効率的な実効的であるのか。しかし上記に述べたように前提問題として、EUは能力的に軍事国家になれるのか、とEUはなお模索している。

D. 拡大・近隣諸国政策

EUの拡大政策には、当初青写真がなかった。理論的なアプローチ方法もなく、何か新しい事態に適応し対応する必要があるときに、EUはその実施のため行動を起こしたという程度であった。拡大の経験一つ一つがEUは統一性をもって行動できるか、というテストケースとして見られていた。それでも加盟プロセスを管理下に置かなければならないという強い意識はあり、加盟交渉決定の時期、交渉が実際行われる時期、といった加盟スケジュールに関して主導権を維持した。拡大政策は時間が経つにつれ発展し改良されてきた。2004年の東欧拡大にはアキを細分化しそれぞれを東欧諸国が満たすため、詳細なガイドラインをEU側が作成した。同政策はEUが共通責任者、共通プレーヤーになることでEU対外政策としては成功したと言われている。確かに、旧共産諸国は安定を取り戻し、近代化、民主化、ヨーロッパ化のために発展している。

東欧諸国拡大により蓄積されたノウハウをEUは今近隣諸国政策に応用している。近隣諸国政策とは加盟を前提としない協調・戦略関係の推進である。加盟交渉のような厳格な条件を付したりはしないが、EUの価値とされる民主主義、法の統治、人権の尊重などの遵守を求め、その代わりにEU市場へのアクセスを確保した

り、技術供与を行っている。

II 政策横断的に見たEUの多様性

上記に見てきた通り、EUは様々な対立を内部に抱えながら一つの政体として機能しなければならない困難性に直面している。我々は何であろうか、という問いは、我々はどのように線を引きか、の問いと同じであるとJoachim Schildはセミナーで語った。その線引き問題は、EUにとって欧州として共通して行使する政策と加盟国の国家的自立性を維持した政策の度合いの兼ね合いである。また、青写真がない中、試行錯誤で進むべき道を模索している点もEUの特徴である。Marianne KneuerもEUの民主主義推進者としての役割について、それは段階的な結果であり、もともとマスタープランがあったわけでない。ケースを積み上げていくことでまた応用経験を蓄積することで一般化された政策ができたと言っていた。シールドは国際的なフィールドにおけるEUの活動は、外圧、今まで蓄積された経験や試行錯誤、そして域内制度組織に影響され、変えられるといった。また対外政策に影響を及ぼす制度的要因はあるが、政治的意思も重要視していた。

加盟国の対立や調整に最も頭を悩ましていると思われる委員会はこの問題についてどう思っているのだろうか。欧州委員会のAndreas Herdinaによると、政策には時間軸があるので今反対でも今後賛成するかもしれないと考えて機会を待つ、また自国利益ばかりを考えているのは本当に自国にとって重要な問題があがったときに反対されてしまう可能性を指摘し、たまにはヨーロッパの利益を考

えた行動をとることを勧めるという手法があることを紹介していた。

EUは他に例をみない政体である。古くそして新しい課題を常に抱え、内部の多様性を様々な政策に反映しながら日々動いている。この特異な存在がこの先どのように発展していくのかについて、これからも注目していきたい。

最後に

本セミナーでは、EUのことをEU諸国出身の教授、研究者や実務家に、EUの中心地に実際滞在しながら勉強するという大変貴重な機会に恵まれた。セミナーに参加し、少し現場感覚がついたかなと思う。東京大学に戻り、今学期、セミナーで学んだことをきっかけに更にEUについて理解を深めることができるゼミや講義を重心的に履修することに決めた。今後もEUについての関心を維持し、動向をみていきたい。セミナーでは、欧州議会、欧州委員会、在EUイギリス大使邸を訪れることができ、またドイツ料理、ドイツビール、ドイツの文化を楽しめる機会も十分にあった。ASKO財団、Europaeische Akademie Otzenhausen、そして東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター(DESK)に心より感謝申し上げたい。



(EFA修了証を受け取る筆者。右端)

ASKO=DESK=EAO主催 European Fall Academy 2009のご案内

- 2009年度は9月20日～10月1日に、ドイツ・ザールラント州を拠点に開催されます。
- 欧州の大学教員や実務家による講義や議論、現地国際機関の訪問などが企画されてます。
- 5月頃から参加申込の受付を行なう予定ですが、関心のある方は随時DESK事務室までのお知らせください。
- 参考HP: http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education_060.html

東京大学DESK=北京大学ZDS 合同法学入門セミナー 参加記

石崎瑠璃子(言語情報科学専攻/欧州研究プログラム)

2008年11月21日から24日まで、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター(DESK)と北京大学ドイツ研究センター(ZDS)が合同で開催した「ドイツ法入門(Einführung in das deutsche Recht)」セミナーに参加するため、北京に滞在した。3日間の集中講義は全てドイツ語で行なわれ、講義を通してドイツ法システムの基礎を学び、さらに模擬裁判によって知識を応用する試みもなされました。

北京に到着した21日の夕方、北京側の参加者十数名とわたしたち東京大学側の参加者5名が、北京大学ドイツ研究センター所管の建物の一室に集い、早速セミナーが開講された。初日は、DAAD派遣講師で東京大学大学院法学政治学研究科のトーマス・ヘネ(Thomas Henne)客員准教授がセミナーの講師を務め、ドイツ連邦憲法裁判所の歴史についての講演をおこない、北京大学の教授2名も交えて議論がかわされました。講演、議論ともに非常にわかりやすく興味深いものであったという絶賛の声を上げられ、和やかな雰囲気の中で講義が始められた。初日ということで法律自体の内容には踏み込まず、ドイツにおける法の歴史や法理論を概観して第一日目は終了した。

翌日からは朝9:00~夕方17:30まで、休憩時間を取りながらとはいえ、文字通り集中講義が行われた。この日に扱われたのは公法に属する憲法、刑法であった。前日は時間も短く、日中の学生同士で



(講義をするヘネ客員准教授)

対話する機会が無かったが、2日目からは休み時間などに徐々に言葉を交わすようになった。そこで判明したのは、北京側の参加者は全員が北京大学の学生というわけではなく、北京市内の別の大学からの参加者が多数いるということであった。また、わたしたち東京大学からの参加者は法学を専門としている者が一人もいなかったのに対して、彼等は全員がドイツ法専攻であるということもわかった。受講中、彼等は怖じることなくヘネ教授に質問したり、休憩中でも講義内容について議論を交わしたり、と真剣な姿勢が窺われた。彼等のモチベーションの高さには驚くとともに、わが身を反省する良い刺激を与えられたと思う。

3日目、講義最終日は、2日目と同様に朝から夕方まで講義が続くスケジュールだったが、午前中は私法についての講義、午後は修了試験と模擬裁判が行われた。午前中の講義では、北京側の学生のほとんどが「ドイツ民法典

(Bürgerliches Gesetzbuch, BGB)」を持参しており、しかもそれには使い込んだ跡が見られ、彼等がドイツ法を予想以上に専門的に学んでいるということを知ることになった。昼休憩をはさんで、午後の講義が再開された。それまではどちらかといえば講義を聴くという受動的な形式で参加していたのに対して、最後の半日で行われた修了試験と模擬裁判は、学生が主体となって参加する能動的なものだった。修了試験は、このセミナーで学んだ知識についての確認を目的として行われた。セミナー中に扱われた項目名や重要単語について学生が説明するというものだが、チームに分かれ先に正解が規定数に達したチームの勝ちというゲーム形式だった。どんな試験が課されるかは事前に知らされていなかったため、学生一同不

安と緊張で張り詰めていた空気が緩んだが、しかし皆真摯な態度で試験に臨んだ。模擬裁判は、6チームを弁護側3チームと検察側3チームにわけ、3回の模擬裁判を行った後、3チームを1チームに合併再編してさらに1回行った。各チームは20分間別室に移り、どの条文が適用できるか、相手チームの反論にどう応えるかなどを話し合った。この模擬裁判は、学んだ知識をどう活かすか、という点まで考慮して本セミナーのプログラムに組み込まれたものと思われる。聴いて終わりではなく、自らの頭で考え実践するという体験型の本セミナーはたいへん有意義であった。

本セミナーでは、短期間で憲法から社会法までにいたるドイツ法の基礎を網羅的に学び、模擬裁判も行なうということで、非常に濃密で充実した時間を過ごすことができた。北京側の参加者がドイツ法専攻の学生だったため、本セミナーの内容が易しすぎるのではないかという心配は杞憂であった。わたしたちのような専門外の参加者にとってはわかりやすく、専攻者にとっても興味深い豊富な内容を含む講義であった。このようなセミナーに参加する機会を得ることができたのは幸運である。DESKとZDSの協調関係の今後のさらなる発展に期待し、一人でも多くの学生がこのような機会に恵まれることを願っている。



(DESK=ZDS合同セミナー参加者)

VII 関連情報

『ヨーロッパ研究』第8号 (European Studies Vol. 8) 刊行！

『ヨーロッパ研究』第7号 (European Studies Vol.7) が出版されました。今号にはドイツ・ヨーロッパに関する研究論文や歴史教科諸問題についての特集などが掲載されています。ご所望の方はドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室までEメールにてお知らせください。

また、『ヨーロッパ研究』2010年3月発行予定号への投稿論文も募集しています。7月に投稿希望申請を提出していただき、9月に査読に付す原稿を提出していただきます。詳しくは第8号に掲載されている投稿規程をご覧ください。



I 論文

Rowing against the Currents? - Migration and the EU Security Agenda

Ionescu Magdalena

「丸刈りにされた女たち」―第二次世界大戦時の独仏比較

平稻晶子

ヴァイマル期ドイツの空襲像 ―未来戦争イメージと民間防空の宣伝

柳原伸洋

ヤーシ・オスカルルの1920年代初頭における地域再編構想―「ドナウ文化同盟」(1921年)を手がかりに

辻河典子

エドゥアルド・フォン・ハルトマンとフランス象徴主義

熊谷謙介

ドイツの奉仕活動制度―民間役務法14c条追加をめぐる議論を中心に

渡部聡子

ドイツ移民政策における「統合の失敗」

小林薫

II 講演会記録

ナチズムの長い影―1945年以降のドイツにおける過去をめぐる政策と記憶の文化

ラインハルト・リュールupp

III 研究ノート

危機的状況に現れる「真の顔」―第二次大戦末期のドイツ社会・国防軍をめぐる近年の研究から

小野寺拓也

DESKにはドイツ・ヨーロッパを研究する学生への奨学助成制度があります！

DESK教育プログラム・海外調査奨学助成金制度一覧

プログラム	ドイツ研究修了証 ZDS-BA	欧州研究プログラム ESP (登録制)	ドイツ・ヨーロッパ研究修了証 ZDS-MA (登録制)	博士論文奨学助成金 ZSP
対象	学部後期課程	総合文化研究科 修士課程「欧州研究プログラム (ESP)」	ESPに登録しない 修士課程	博士課程
概要	ZDS-BAは、ドイツに関する学習・研究を支援する学部後期課程向けのプログラムです。ZDS-BAの修了要件を考慮して履修を進めている学生の現地調査を支援するため、ZDS-BA奨学助成金を支給しています。	ESPは大学院総合文化研究科の修士課程プログラムです。ESPには駒場の文系4専攻の学生が登録できます。ESPの学生にはヨーロッパにおける現地調査が奨励され、奨学助成制度の第一の支援対象となります。 <u>ESPの登録は入学時の履修登録時に行われます。</u>	ZDS-MAは、ESPに登録していない修士課程に対して、ヨーロッパに関する研究の支援を行う登録制の教育プログラムです。 <u>海外調査奨学助成金の給付には、プログラムへの登録、および修了要件を考慮した履修が求められます。</u> また、毎年度開催される研究報告会での研究成果の報告や修士論文の提出が義務付けられます。	ZSPは、社会科学の分野を中心としたドイツやヨーロッパに関する博士論文を作成するための現地調査を支援するプログラムです。調査終了後、通常の査読プロセスを経て『ヨーロッパ研究』に論稿の一部を発表することが義務付けられます。

森井裕一『現代ドイツの外交と政治』（信山社、2008）



第一線の執筆者による最先端の解説 一歩進んで、リアルなドイツを体験する概説書。○政治システム○歴史的展開○EUとの関係を、総合的に考察。EUで重要な位置を占め、日本に似ているドイツ……だが、具体的な関係について、正確な知識を持っているだろうか。ドイツの姿をわかりやすく解説。過去、現在、未来を描き出す。

- 第一章 安定と分権——政治システムの特徴
- 第二章 アデナウアー政権と政治システムの確立
- 第三章 社会民主党政権——東方政策と社会変容
- 第四章 コール政権とドイツ統一
- 第五章 統一後の苦悩とヨーロッパ化の進展
- 第六章 シュレーダー政権とドイツ政治の変容
- 第七章 メルケル大連立政権とドイツ政治の課題

新着情報・イベントなど詳しい情報については、
ホームページをご覧ください

<http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/>

DESK事務室

〒153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部

Tel/Fax : 03-5454-6112

E-mail: desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp